

宅地等災害対策工事補助金交付手順【申請者用】

要綱：多古町宅地等災害対策工事補助金交付要綱（平成 24 年 9 月告示）

H29.4 現在

1 「宅地等災害対策工事補助金交付申請書」の提出 【申請者 → 町】

添付例：位置図 公図写 計画平面図 計画断面図 構造図 地権者の同意書 承諾書 工事見積書
現況写真 当該地の登記事項証明 世帯の住民票 世帯の納税証明書（非課税証明書）

※台風被害によるものなど災害復旧が緊急の場合※

「宅地等応急災害対策工事事前着手承認申請書」を提出し、工事完了後、上記の書類を提出

事前承認添付例：位置図、公図写、現況写真、当該地の登記事項証明、世帯の住民票、
世帯の納税証明書（非課税証明書）、

2 書類審査、現地調査 【町】

3 「宅地等災害対策工事補助金交付決定通知書」の交付 【町 → 申請者】

4 工事着手 【申請者】

補助対象工事は、災害の発生した日の属する年度内に事業を完了すること。
（複数年に渡り継続で工事を行う場合は、初年度の工事のみ補助金の対象とする）
ただし、災害の発生した日が、1 月 1 日以降の場合は、次年度でも可とする。

※工事着手後、交付決定額を変更しなければならないとき※

「宅地等災害対策工事補助金変更交付申請書」を町に提出

その後「宅地等災害対策工事補助金変更承認（不承認）通知書」を町から申請者に交付

5 工事完了 【申請者】

6 「宅地等災害対策工事实績報告書」の提出 【申請者 → 町】

添付例： 契約書（請書）の写し 領収書（振込依頼書）の写し 完成写真

7 書類審査、現地調査 【町】

8 「宅地等災害対策工事補助金交付額確定通知書」の交付 【町 → 申請者】

※補助対象経費は、直営の場合は全体の費用額から人件費、労務費及び諸経費を除いた額とする（委託費用を要する場合は、当該費用を補助対象経費に含める）。また、請負工事の場合は請負額を補助対象経費とする。

9 「宅地等災害対策工事補助金交付請求書」の提出 【申請者 → 町】

添付：補助金交付額確定通知書の写し